

# 「改正建築士業務報酬基準説明会」開催案内

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（国土交通省告示第15号）が改正され、間もなく新たに告示される予定です。

建築士等への改正内容の周知等については、国土交通省の補助事業として本会および各建築士会が主体となって全国で説明会を開催することとなりました。

つきましては本年3月20日(水)にDVDを使用した「改正建築士業務報酬基準説明会」を開催いたします。

1. 主催：公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人石川県建築士会、  
一般社団法人石川県建築士事務所協会  
共催：公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人日本建築構造技術者協会、  
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、一般社団法人日本建設業連合会、  
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会、一般社団法人建築設備技術者協会  
協力：国土交通省
2. 受講対象者：建築士会会員、非会員 いずれの方も受講できます。
3. 開催日：平成31年3月20日(水) 同じ講習を、午前と午後の2回行います。  
① 午前の部 受付 9時00分～ 講習 9時30分～11時30分終了(予定)  
② 午後の部 受付 13時00分～ 講習 13時30分～15時30分終了(予定)
4. 会場：石川県建設総合センター 5F 第1研修室 【午前、午後 各々定員50名】  
(〒921-8036 金沢市弥生2丁目1-23)
5. 講習形態：テキストとDVDによる講習(2時間の予定)です。  
CPD参加者には2単位交付予定です。
6. 受講料：(1) 受講料：無料  
(2) テキスト(無料)：当日配布いたします。
7. 参加申込書は下記によります。所要事項を記入しFAX又は郵送願います。  
参加申込みは、石川県建築士会で3月13日(水)午後4時まで受け付けますが、  
定員になり次第、締切ります。

問合せ先： (一社) 石川県建築士会 〒921-8036 金沢市弥生2丁目1-23  
石川県建設総合センター5F  
TEL 076-244-2241 FAX 076-243-4821  
E-Mail ishikawashikail@max.odn.ne.jp

平成31年3月20日開催

受付番号

## 「改正建築士業務報酬基準説明会」申込書 兼 受講票

(FAX 076-243-4821)

申込者氏名		建築士 登録番号	一級	第	号
			二級	( )第	号
受講時間		希望時間に ○	・午前	・午後	
勤務先	会社名	C P D 登録番号	木造	( )第	号
	住所		( )は都道府県名を記入願います		
	電話番号		2300000□□□□		
			携帯電話		
所属団体		FAX			
(0をつけて下さい)		・石川県建築士会 (所属支部名 金沢 加賀 小松能美 石川 河北 羽咋 富来 七尾鹿島 輪島 能登 珠洲) ・その他(非会員) (所属団体名 )			

・申込書に記載して頂いた個人情報、講習の情報提供等の目的で使用させていただきます。  
また、本会の個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理いたします。